

毎週火、金曜日発行(但休日には翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 鳥取県告示第六十三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第二十條第二項及び同條第三項並びに第二十一條第二項第四号の規定に基き、昭和二十九年四月一日から実施する小売販売業者甲の事業区域並びに昭和二十九年以降における小売販売業者甲の最低登録保有数を次のように定める。

昭和二十九年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 告 示

#### 目 次

◇告示 小売販売業者甲の事業区域等について  
業者登録区域の指定  
買收令書交付不能一覽表

市町村名	事業区域名	事業区域の範囲	最低登録保有数
鳥取市	鳥取市第一	前の鳥取市(賀露町を除き、前の面影村大枝の一部を含む)の区域	四〇〇人
"	"	前の面影村(大枝の一部を除く)の区域	"
"	第三	前の倉田村の区域	"
"	第四	神戸村"	"
"	第五	大和村"	二〇〇
"	第六	美穂村"	四〇〇







逢坂村	逢坂村	逢坂村(松河原の一部を除く)の区域	二五〇
二部村	二部村	二部村の区域	三〇〇
黒坂町	黒坂町	黒坂町	一五〇
大宮村	大宮村	大宮村	三〇〇
阿毘縁村	阿毘縁村	阿毘縁村	三〇〇
山上村	山上村	山上村	三〇〇
多里村	多里村	多里村	三〇〇
日野上村	日野上村	日野上村	一三〇
福栄村	福栄村	福栄村	三〇〇
石見村	石見村	石見村	三〇〇
根雨町	根雨町第一	前の根雨町の区域	一五〇
"	"第二	"日野村	二五〇
江府町	江府町第一	"江尾町	三〇〇
"	"第二	"神奈川村	九〇
"	"第三	"米沢村	九〇
八郷村	八郷村	八郷村の区域	三〇〇
溝口町	溝口町	溝口町	三〇〇
日光村	日光村	日光村	九〇

賀野村	賀野村	賀野村	一三〇
幡郷村	幡郷村	幡郷村	三〇〇
大幡村	大幡村	大幡村	一五〇
県村	県村	県村	一三〇
春日村	春日村	春日村	九〇
大高村	大高村	大高村	二五〇
巖村	巖村	巖村	一五〇
日吉津村	日吉津村	日吉津村	九〇
大和村	大和村	大和村	三〇〇
淀江町	淀江町	淀江町	九〇
宇田川村	宇田川村	宇田川村	一五〇
高麗村	高麗村	高麗村	三〇〇
所子村	所子村	所子村	二五〇
大山村	大山村	大山村(逢坂村松河原の一部及び名和村神田の一部を含む)の区域	"
庄内村	庄内村	庄内村の区域	"
名和村	名和村	名和村(神田の一部を除く)の区域	二五〇
御來屋町	御來屋町	御來屋町の区域	三〇〇
光徳村	光徳村	光徳村	九〇

